

訪問介護事業所等緊急支援金 申請要領

【申請受付期間】

令和7年12月12日（金）～令和8年1月9日（金）

- ※ WEB申請又は郵送により申請してください。（持参不可）
- ※ 申請は、1事業所につき1回限りです。
- ※ 1法人で複数の事業所を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

【お問合せ先】

訪問介護事業所等緊急支援金センター

TEL：089-909-5841

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

【提出先】

<WEB申請の場合>

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

- ① 愛媛県ホームページ「訪問介護事業所等緊急支援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック
- ②WEB申請ページURLを入力

<https://houmonkaigo.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-1210>

<郵送の場合>

〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 松山センタービル5階
「訪問介護事業所等緊急支援金」事務局 宛

【業務委託】

申請に係る受付、審査、支払、コールセンター運営業務は、伊予鉄総合企画株式会社に委託して実施します。

愛媛県

訪問介護事業所等緊急支援金（以下「支援金」という。）は、訪問介護事業所等緊急支援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

燃料価格等高騰や令和6年の介護報酬改定の影響を受けながらもサービスの維持に向け運営を継続している訪問介護事業所等を対象に、支援金を支給するものです。

2 支給対象者

1 対象事業所

所在地が愛媛県内にあり、令和7年4月1日時点で指定を受けており、かつ、申請時点で運営中の訪問介護事業所（基準該当訪問介護事業所を含む。以下同じ。）及び定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所とします。

2 対象外事業所

次のいずれかに該当する者が設置する事業所

- ① 市町
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 県税に未納がある者
- ④ 上記のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めた者

3 支援金額

支援金は、以下の表に基づき、1事業所につき同表左欄に定める基本額及び同表右欄に定める加算額を合算した金額を支給する。ただし、当該加算額については、令和7年12月1日時点で特別地域訪問介護加算又は中山間地域等における小規模事業所加算（以下「中山間地域等の加算」という。）を受けている事業所に限り、支給するものとする。

| 基 本 額 (全事業所対象) | 加 算 額 (中山間地域等の加算を受けている 事業所のみ対象) |
|--|---------------------------------------|
| 38,000円に常勤換算職員数1人につき 12,000円を加算した金額 | 常勤換算職員数1人につき、1,000円 |

注1）訪問介護事業所における常勤換算職員数は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第1項に規定する訪問介護員等の常勤換算職員数とします。

注2）定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における常勤換算職員数は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の4第1項に規定する訪問介護員等、看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の常勤換算職員数とします。

注3）常勤換算職員数は、令和7年4月1日時点のものとします。

注4）支援金については、千円未満切捨てとします。

4 申請手続

1 受付期間

令和7年12月12日(金)～令和8年1月9日(金)

WEB申請の場合：令和8年1月9日17時までの受付

郵送の場合 : 令和8年1月9日の消印有効

2 申請書等

| 申請書類 | | | |
|------|--------------------------|-----------------------------|--|
| | 様式 | 書類名 | 注意事項 |
| ① | 支給要綱様式 第1号又は第 1号の2 | 訪問介護事業所等 緊急支援金申請書 | <ul style="list-style-type: none">提出方法はWEB申請又は郵送に限ります。振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。必ず申請者名義の口座を指定してください。 (※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。) |
| ② | — | 常勤換算職員数が 分かる資料の写し | <ul style="list-style-type: none">令和7年4月1日時点での常勤換算職員数 が分かる資料の添付をしてください(原本 にあっては、事業所で保管してください。)。 |
| ③ | — | 振込先が分かる書 類(預金通帳等)の 写し | <ul style="list-style-type: none">通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名 義・口座番号等が記載されている部分)の写 しを添付してください。WEB申請での提出の場合は、写真データに よる提出可 |

※申請書様式は、愛媛県ホームページ

(<https://www.pref.ehime.jp/page/129371.html>) からダウンロードしてください。

3 提出先・提出方法

WEB申請又は郵送により、次の宛先まで提出してください（持参不可）。

なお、WEB申請による提出の場合は、申請書の押印を省略できます。

【WEB申請の場合】※押印不要

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

① 愛媛県ホームページ「訪問介護事業所等緊急支援金について」

の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページのURLを入力

<https://houmonkaigo.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-1210>

【郵送の場合】※押印必要

(提出先)〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5

松山センタービル5階

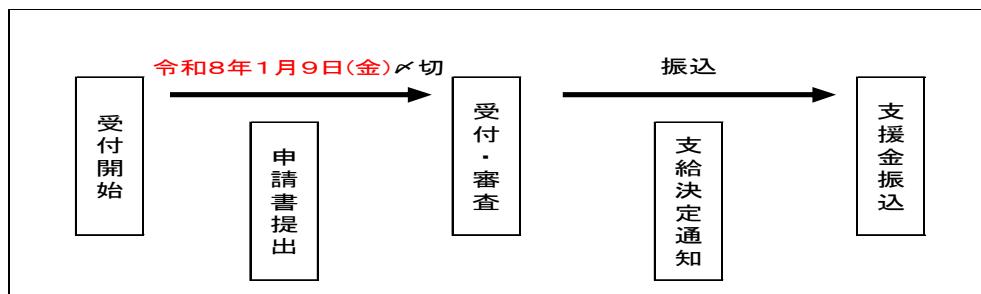
「訪問介護事業所等緊急支援金」事務局 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、支援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

・申請は、1事業所につき1回限りです。

・1法人で複数の事業所を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。

5 その他

- 1 支援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、支援金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、支援金支給業務以外に使用することはありません。